

第三十九回国会 参議院 内閣委員会 會議録 第五号

昭和三十六年十月十二日(木曜日)

午後一時五十一分開会

出席者は左の通り。

委員長 大谷藤之助君
理事 松村 秀逸君
鶴岡 哲夫君
山本伊三郎君

委員

石原幹市郎君
上原 正吉君
木村篤太郎君
下村 定君
中野 文門君
一松 定吉君
山本 利壽君
千葉 信君
松本治一郎君
赤松 常子君

國務大臣

河野 一郎君

農林大臣

河野 一郎君

農林大臣官房長

昌谷 孝君

農林省振興局長

齋藤 誠君

農林省技術局長

増田 盛君

農林省事務局長

増田 盛君

事務局長

増田 盛君

○農林省設置法の一部を改正する法律案(第三十八回国会内閣提出、衆議院送付)(継続案件)

本日の會議に付した案件

○委員長(大谷藤之助君) これより内閣委員会を開会いたします。
農林省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。
本案は、第三十八回国会におきまして、すでに提案理由の説明を聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。
政府側出席の方々は、河野農林大臣、昌谷官房長、齋藤振興局長、増田農林省技術局長、以上の方でございまして、御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。
○國務大臣(河野一郎君) ただいま御審議をいたしております農林省設置法の一部改正案、法案の内容はすでに御説明をいたしたところでございまして、あらためて、私からごく簡単にその要点を三點申し上げたいと思ひます。
その第一は、農業に関する試験研究の管理事務を農林省技術會議において一元的に処理せしめるとともに、農業の動向と、農業技術の高度化に即応して、部門別研究の効率化をはかりますために、農業関係の試験研究機關を再編成するものであります。
その第二は、農林水産業に関する基本的な政策及び計画を樹立、並びにそのために必要な調査等の事務を大臣官房で処理する等、大臣官房の企画調査の機能を強化することでありまして、その第三は、わが国の重要産業地帯の一つであります東海地区における植

物防疫の業務量が、名古屋港を中心として飛躍的に増大して参りましたので、新たに名古屋市に植物防疫所を設置することでありまして、これは、いずれも農林省の機構において欠くことのできない重要な点でございまして、特にひとつ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(大谷藤之助君) 御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。
○鶴岡哲夫君 設置法の一部改正が提案されたわけでありまして、それは農林省の行政部門と非常に密着した、一体になったものであります。したがって、今具体化しつつある農林省の機構改革、さらには今後具体化されるであろうところの農林省の機構改革、そういうようなものを一應承って、その中の一環として提案された農林省設置法改正案を審議したい、こういうわけでありまして、したがって、そういう意味から種々伺ひたいと思いますが、まず初めに伺ひたいいたしますのは、今度出ました農林省の機構改革、農林省の設置法の一部改正は、農業基本法の二十三條に、農業の「行政組織の整備及び行政運営の改善に努める」と、こういう条項があるわけでありまして、これに基づいて出されておるといふふうに出ているものなんでしょうか、その点をまず承っておきたい。

○國務大臣(河野一郎君) 基づいてという御発言でございしますが、基づいてというほどではないのであります。しかし、農業基本法の基盤として、農業経営を合理化し、さらにその内容を充実いたしますためには、どうしても技術部門を充実して参る必要があるというふうな意味から今回の改正をいたしたい、こう考えております。

○鶴岡哲夫君 今の大臣の御発言、少しあいまいに感ずる点があるんですが、それは衆議院の内閣委員会が四月十六日に審議が行なわれております。この法案につきまして、その際の農林省側の答弁をいたしましては、農業基本法二十三條というもののに基づくといひますか、その線に沿うといひますか、あるいはその趣旨に沿うといひますか、そういう意味で出しておるのだという説明になっておるのですね。ですから、今の大臣の御発言は、二十三条の趣旨に沿って出しているのだというふうに解釈してよろしうござい

○國務大臣(河野一郎君) その点は衆議院のほうで説明をいたしましたとおりでございまして、農業基本法にこう規定してあるから、その結果こうしなればならぬというほど強いものじゃないと同時に、それは申しまして、当然農業基本法の有無にかかわらず、農林省としてはぜひやらなければならぬものであるということになるわけ

○鶴岡哲夫君 農林省をいたしましては、三十七年度につきましても、種々機構の面について具体化されておられ

るようではありますが、さらにまた具体化されつつあるように思いますが、これはやはり農林省の二十三條の趣旨に沿って行なわれておられるというふうな思ふのですが、その点はいかがでございませうか。

○國務大臣(河野一郎君) 農業基本法を作りましてから、こういうものをこういうふうにしていくのだという考え方はむしろあるかもしれません。しかし、農業基本法が制定になっておるとおらざるにかかわらず、わが日本の農村の実情から考えれば、私は、たとえて申しますれば、畜産が近時非常に振興してきた。これは農業基本法に考えておりますことも、むしろ畜産その他のものを飛躍的に拡大して参らなければならぬというふうな考えておりますが、一般農民諸君も、もう農業基本法の制定されます前から、畜産については大いにこの点に重点をおいて農業経営をやっておられる。また同様に、果樹、園芸、蔬菜等についても同様なことがいえる、こういうふうな思っております。

○鶴岡哲夫君 今の大臣のお話のようなことが農業基本法に規定されておるのじゃないのですか。その意味では、農業基本法というものの沿って、今後農林省の諸政策が進められる、それを進めるにあたっては、種々機構の問題についても検討し、考えなければならぬ面がたくさん出ていると思う。さしあ

たつて、当面して試験研究機關を初めとします今回の農林省設置法の一部改

第一部 内閣委員会會議録第五号

昭和三十六年十月十二日【参議院】

正が出たものというふうに私は思っております。何かそういうことになりませんか。

○國務大臣(河野一郎君) 決して私はこだわらるわけではございませんが、実情を申し上げておるのでございまして、一方には農業基本法がある、これを基礎にして、農村の経営もしくは農村、農業経済の整備拡充をして参る、当然のことであります。農林省の機構も、農業基本法を作ったから、農業基本法にこうあるから、それでこういうふうにしていくのだというふうに考えれば、そう考えればそう考えられぬことはあります。私の申し上げたのは、農業基本法があつてもなくても、当然一方において農家の諸君は、農業基本法のできる前から、すでに畜産が盛んになっておる、果樹、園芸、蔬菜が盛んになっておるといふことで、突を申し上げますと、五年前に私が農林大臣をやりましたときに、すでに私が大いに畜産の振興、果樹、園芸、蔬菜の振興を提唱いたしました、その当時から大いに農林行政の中に重じられて取り入れられておつたわけでありまして、しかし、今日のように盛んには当時はまだなっておりませんでした。しかし、まだそれを行政上どうしようという段階までいってやらなかつた。その間に農業基本法が生れてきて、それで大いにこれをやらなければならぬといふことになつてきたといふことでございまして、農業基本法ができたから、これをこつたんだ、こうなるんだといふだけの解釈は、私はそれはどういふことになるか知りませんが、決して私はこだわつて申し上げてゐるわけじゃございません。そういうことで、

今回の機構改革にいたしましたも、前に私農林大臣の当時に、農業技術会議といふものを作つて、農業技術研究についてひとつ一元的に指導するようにやろうじゃないかといふことをやりました。その後やつてみると、第二次の試験場、研究所についてこういうふうな直したほうがよろしいといふふうなことから、前大臣にこの提案をなし、私も大臣になりました、たいへん妥当なことであるといふふうに考えておるわけでありまして、

○鶴岡哲夫君 大臣のおっしゃるうちに、あまりこだわつておつても始まりませんので、次に伺つていきますけれども、ことしこういう農林省設置法の一部改正がなされて、相当大きな機構改革であります、続いて三十七年度において機構改革を進められておられる。今度が第一次としますれば、明年度が第二次の機構改革になる。あるいは私は今の農業基本法、あるいはこれが生まれました農林漁業基本問題調査会の答申案の趣旨等から見まして、さらに第三次の機構改革があるものといふふうに思つておりますが、そういうふうにして想定してよろしゅうございませうか。

○國務大臣(河野一郎君) 私は、明年度予算の編成と相関連して、どういふふうな機構を直していくつもりかといふことにつきまして、私自身の腹案はございまして、腹案はございまして、まだそれは予算編成の過程でもございまして、まだ、正直なところ、党のほうとも打ち合わせが完了いたしておりません。したがつて、これから各方面との折衝をいたしまして結論を出して、次の機会に御審議を願おうと考えております。

ります。心組は私でございます。ただし、それがまた第三次、第四次改革になるか、それは一応私としては考えておりません。明年度予算を編成いたして参り、私が農林行政を担当いたして参ります過程におきましては、次の国会までには御審議を願ふ必要があるかと考えております、こう申し上げておきます。

○鶴岡哲夫君 そういうお考えで、つまり今出しておりますのが、名前をつけられ、初めて出てきましたから第一次、無理に名前をつけぬでもいいのです。ですが、第一次、それで明年度お出しになる予定のようでありまして、それが第二次、続いてまた行なわれるといふふうにお考えになつておられるように受け取ります。その趣旨に沿つてもう少し具体的に伺いたいのですが、食糧の問題につきまして、答申では、食糧統制について根本的に検討する段階にきておるといふ形になつております。それから経済審議会の答申では——所得倍増の答申ですね、この中では、米の管理、これは間接統制に移すべきだといふ答申が出ておる。大臣は、就任早々、自由米構想を出されておられるわけですが、さらにこの答申では、麦備について、麦の値段の水準が、どうも農業の発展を阻害しておるといふような答申も出ております。したがつて、米の統制を緩和して、いこう、そうして間接統制へ持つていこう、そういうようなお考え、あるいは麦の今の間接統制をはずして、いこうといふような考え方、そういう考え方がありになるのかどうか、まずお伺いいたします。

○國務大臣(河野一郎君) 答申にはいろいろあることを聞いておりました。が、私は、米につきましては、所要の米価、つまり再生産にこたえる米価の維持、これは絶対にしなければならぬ。それから、また現在の社会事情からかんがへまして、消費者価格も維持する必要がある、この二つのものが、現に生産者価格が政府の払い下げ価格を上回つて決定されておる事実、この二つの事実を考えてみますと、統制をゆるめるとか、いわゆる間接統制であるとかといふようなことは所要の目的は達成できないといふことから、私は、現にやっております生産者価格を維持し、そうして消費者価格を堅持する、この二つの点は絶対に今後堅持していくべきものである。そこをいろいろ名前をつけたら、いろいろなことを言いますと話がめんどうになります。しかし、具体的に申し上げまして、現在の生産者価格を維持し、そうして消費者価格を維持し、そうしてこの制度を続けていかなければ、これは進めていくことができないといふことで御了承いただきたいのであります。ただその間に、まあ要らぬことかもしれないが、私が言うところのやみ米もしくは——法律は禁止いたしておりますが、農家の一部の人がその法律に違反して売つておられる。また、これを仲介する者があり、それを買つて食べていらつしやる人がある。この事実が解消していくほうがいいのじゃないかといふ意味から、いわゆるやみ米を解消し、そしてまた政府が、今私の申し上げました基本的な必要、つまり農家の販売米の価格を絶対に維持する、それより下がれば農家は政府のほうに売つたほうが得でございませうか。

ら、政府はそれのために無制限に買い上げますという、その点を堅持し、そうして、また消費者の方々も、政府の配給米が安うございませうから、その安いお米を分けてくれ、配給せよといふその要求には無制限に應ずる、無制限といふ言葉がまた誤解があるといけませんから、政府が規定した配給量は必ず差し上げるといふことは続けていかなければならぬことであると私は考えておりますといふことに御了承いただきたいと思ひます。

○委員長(大谷廉之助君) ちょっと御報告いたしておきますが、今、衆議院のほうで肥料取締法をやつておりました、所管大臣に、上げるから三十分ぐらい顔を出してもらいたい、質問が一点あるといふことですから、大体今三時ごろといふことで向こうとの話し合ひをしてございませうから、それをお含みの上で、ひとつ大臣に御質問を進めていただきたいと思います。

○鶴岡哲夫君 それでは大臣、少しピッチを上げてまして、今の問題はこれは政策論議でありますから、ここでは省略をさせていただきますが、食糧庁の売買部門、これを食糧公団にするという話が大いぶ流れております。それから米麦を中心とした農産物の検査、これは検査公団といふものを作るといふことも流れておりますが、この二つについて、三十七年度におやりになるおつもりがあるのか。

○國務大臣(河野一郎君) 全然そういうことを私は考えておりません。そういうことを私は耳にしたこともございせん。私はそういう必要はないと考えております。

○鶴岡哲夫君 河野さんが農林大臣

○国務大臣(河野一郎君) お答えいたします。私は、別に、公社、公団が好きではありません。みだりにそういうものをやろうという考えもございません。が、しかし、御承知のとおり、林野庁には、すでに数年前から、林野行政は非常にこれを現状で進めていくことが適當でなからうじゃないか、これを三公社五現業のあり方を、ひとつついわゆる五現業の中のを、三公社のほうを四公社に移すというような意味合いにおいて考えたかどうかという考えが、すでに数年前から林野庁にはございまして、それが研究が続けられておることとは御承知のとおりでございます。その程度でございます。

のように馬を飼うとか何とかという
とで炭カルなんかをまけばいいとい
うようなことではだめだ。本格的に開
した牧草、牧野を作る必要があるとい
う要請も非常に全国的に強く出てきた
というようなことから、私としては、
これを個々にそういう機械を持つ
ということは非常にたいへんだとい
うような意味から、これを共同して持
せることがよからうじゃないかとい
う意味で、小規模の機械については、
それぞれ県において希望があれば、
そういう農業の機械を持つ団体を
単位で県がお作りになるのならば、
省はそれに協力いたしましょうとい
う。予算を私は明年度に要求いたして

持つということも、私は必ずしも適当と考へません。そういう意味から、これらの修理工場であるとか、これらの機械をむしろ現物出資して、今あります機械公団の中にこれをおさめて、そうして大規模の土木機械、これらの開墾機械を持つ公団を中央に置いて、そうして中央、地方の公団が、合せて全国の開墾であるとか土地改良上かといふものに運用して参ることのほうが適當であろうというふうに考へて、今の機械公団をそういうふうに改組して、いこうという考へでございます。私の考へておりますのは、機械公団に、つきましては、今のような考へで明年度の予算の要求をしております。

方面に御議論のありますことは承つて
 おります。しかし、私自身が踏み切つて
 そうすべきである、その準備をせよと
 いうところまで私はまだ各方面の御尊
 見を十分に研究いたしておりません。
 したがって、今すぐに私はこれを明後
 度においてやるやらぬという結論を出
 しておるわけじゃございませんが、こ
 ういう意見のありますことだけは御尊
 知だろうと思ひますが、そういうこと
 が誤つてまあ伝えられたのじゃない
 か。私自身も、その点については研究
 はいたそうと思つております。研究さ
 いたそうと思つておりますけれども、
 私自身がそうきめておるといふのじ
 ございませぬ。したがって、明年度卒

○国務大臣(河野一郎君) 實は、御知のとおり、農政審議會を作りまして、農業基本法の問題については、その重要なものについては、この審議の御意見を承ってやって参るということになっておるわけであります。現に審議會に先般来お集まりをいただきまして、農村の構造の改革についてのいろいろな御意見を承っておるところであります。いずれ、ただいまの御指図のような点については、私もそう考ますので、なお十分に各方面の御意見を承っていくというような意味から、農政審議會等の御注意を承りまして、

るわけですね。そうしますと、これは今の市町村の農業委員会、あるいは市町村にありますが、こういうようなものの編成を考えられますか。あるいはまた統計調査事務所が今約八百ございまして、これを三百六十ぐらにしようという話がありますが、これと、この市町村段階の組織的な任務と関係があるかどうか。ちょっとごたごたしますが、伺います。約八百近く統計調査事務所の出張所があるわけですが、これを三百六十ぐらにするということでありまして、これは統計調査の仕事と同時に、この構造政策を進める重要な任務を背負われるのかどうか。これが市町村とつながってやられるのかどうかということ、もう一つは、その市町村にありますが、農業委員会、あるいは協同組合というものを再編されるのか。こういう点を一つ伺っておきたい。

○国務大臣(河野一郎君) 今の統計調査所、これに新しい任務ということば考えておられます。それから、次の町村単位の農業委員会もしくは単協の組織、これを構造改革の重点にするかしないか。もしくは新しく云々と、これにつきましては目下検討中でございます。いずれにいたしましても、どういふものを基盤にしてやったらば構造改革が円滑に所期の目的を達成できるかということに目的があるわけでございますから、そのそれぞれの町村によっても違う場合があるかもしれないし、こういうものを十分実情を考慮いたしまして、そしてやって参りたい。要は、町村から、一応その自分の村の構造はこういうふうにしていききたいということを考えていただく。そして、それについて中央で指導するという形をとりたいたいと思っておりますから、画一的に中央で青写真的にいくというところは適当でない。私は実は考えておるわけでありまして、でございますから、新しい機構を作つて、そして、もしくは従来の農業委員会を基盤にしてやるかやらぬかというところについては、まだ結論を出してありません。

○鶴岡哲夫君 次に伺いたいのは、この臨時行政調査会との関係であります。御承知のように、政府は臨時行政調査会を設置いたしまして、行政の運営並びに機構等の整備、こういうことを三カ年で答申を待つというような法案が出ておるわけですが、私どもの内閣委員会でも審議をしておるわけでありまして、これとの関係につきまして若干伺いたしたいのですけれども、農業基本法の二十三条にありますが、農業「行政組織の整備及び行政運営の改善に努める」ということになっておりますが、この行政運営の改善について、大臣として考えておられるのかどうかという点を伺いたい。

○国務大臣(河野一郎君) 実は、私自身の考えとしては、農業全体の技術者もしくは学者、経験者の諸君に、わが国農業の飛躍的な成長もしくは新開拓をしていただくことが、日本農業の上に非常に必要であるというように意味から、農業、水産、林産というような諸君に、総合的に検討してもらふことが必要じゃないか、そうして全く新しい分野を出してもらふことができれば、きんものだらうかというふうな期待をいたしたこともございまして、ところが、実際にやってみますと、なかなかこれはいきにくい。まず林業は林業、水産は水産、一般農業は一般農業として基礎を十分固めて、そして十分に基礎が固まった上で、将来そういう場合に到達できるかもしれないけれども、今日ただいまの場合においては、農業は農業、林産は林産、水産は水産として十分に充実して参りたいというところが技術者諸君の御意見でございまして。したがって、私は、これらの技術者諸君の御意見にございまして、現に農業、林産、水産というふうに分けてそれぞれ研究の充実をしていただくということにいたしておるわけでありまして、私は、技術の総合化を考えたこともありますが、現状は、目下内容の充実の時代であり、これらの諸君がその点に専念いたしたい、こう言うておられますから、一にこれは技術者諸君の今後の経緯を待つて考えられる場合があるかもしれないが、今私はそれをいつだとかどうだとかいうことを申し上げる段階ではないということが私の心境でございます。

○鶴岡哲夫君 農林水産技術会議、これは当然水産も林業も技術者諸君の御意見でございまして、技術者諸君のほうから、農業と同じように、農林水産技術会議に処理させるといいますか、その配下に置くといいますが、あるいは農業試験場と同じような組織に持つていくことがあつたというふうなお考えに承りますが、そしてまた大臣のお考えは、またそれが好ましいのだというふうに受け取つたのです。しかし、今はそういうものは考えておられないような話であります。そういうふうにしむければ、お考えはありますかどうか。

○国務大臣(河野一郎君) これはしむけるとか、そういうことは学界のことでありまして、技術研究者のことでありまして、外部からしむるとか、あまり要らざることをすることは、かえつてよくないというふうには私は考えまして、そういうことに今しむける、強く要望するとかいう気持はございせん。私は、内容の充実、これら諸君が十分に研究をしていく、その研究を進めて参るのに効果がどういふことが一番上がるのかということが目的でありますから、またこれらの諸君がそういう気持になるならいいという気持の問題じゃない。内容が真に充実して、そして農業、林業、水産、それぞれその部分にも十分自分たちの方は充実してやつた、もうちょっと水産と林業とが一緒になつて学問がだんだん飛躍して参り、たとえば原子力を使う場合にどういふふうになつてくるか、林業と一般農業との関係はどうかというようなことが出て参りまして、それはそういう時代はあるかもしれないけれども、現段階におきましては、私はそういうときではないということに了承いたしておるわけでありまして、

○鶴岡哲夫君 大臣の時間があと十五、六分になつておりますので、続いてこの農林水産技術会議、この会議について伺いたしたいのですが、これは御存じのように、たしか河野さんが鳩山内閣のときに農相になられて、その際にこの技術会議ができたように聞いておりますが、この技術会議は非常に変わった行政組織、あるいは付属機関というのですか——だというふうには見ておるわけですか。それで、非常にまあ日本の行政組織でも、非常に変わった妙な会議をお作りになつたもの、だというふうに見えておられます。それから、さらに今回の改正によりまして、農業試験場関係の管理事務というものも、すべて技術会議に持つていくというふうなことを考えておられるわ

けですが、いよいよ妙な組織になってくるのじゃないかという感じを持っておりますが、この点につきまして若干ひとつ伺いたいです。なお、これは御承知のとおり、試験研究機関というものを統合、総合化していくという考え方は、分化しながら、しかもそれを総合化し、あるいは集約化していくという考え方は相当強く出ております。試験研究機関のとにかく今後の重要な課題と思っております。その場合に、今のやり方といたしましては、この農林水産技術会議というやり方と、もう一つ通産省にあります工業技術院というやり方と、この二つが現実の場合とはとられておると思っております。そうして、続いて試験研究機関をたくさん持つておられますところの厚生省とか、あるいは建設省とか、あるいは運輸省とか、こういう省におきましても、実はこの農林水産技術会議の動向を虎視眈々とねらっているという実情、言葉が少し悪うございますが、農林水産技術会議でやれるものならばわしの方もやりたいという、そういう感じもあるようであります。したがって、その意味で非常に重要な何になつておられますから、この技術会議について若干伺いますが、この技術会議は、御承知のとおり、会長非常勤、そして非常勤の委員六名、これによって構成されて、しかも、この委員は任期四年で構成されました合議制の付属機関であります。その合議制の付属機関が、終身公務員であるところの研究の諸君、これの人事を取り扱うことになるわけですか。これは一体合議でおやりになるのか、あるいは合議に事務局長が設けられて

おります。これはたしか二等だと思つて、一等になつておるかもしれないが、この事務局長がおやりになるのかという点を、これはこまごま伺いますから、大臣でなくてもよろしゅうございしますが、官房長でもよろしゅうございしますが、おやりになるのか、その点をちょっと伺いたいと思つたのですがね。
○国務大臣(河野一郎君) 今の点はあとから官房長から御説明いたしますが、もし誤解があるといけませんから、私からひとつそのときの気持をもつて、一ぺん申し上げておきたいと思つた。

実は前回農林大臣になりましたときに、終戦後アメリカ流であつたかどうか知りませんが、従来のわが試験場が何割といふますか知らんが、ばらばらになつた。そうして、そこに非常に試験研究が停滯化といふますか、遅滞したといふことを、私は研究所を回つて歩きました。これは一つ根本的に直さなきゃいかん、直すならば、この際、少し試験研究技術の面を、農業である以上は、高揚しなきゃいかぬ。由來、たとえば畜産は、畜産局に畜産試験場は隸屬しておる。隸屬しておるという言葉を当てるかどうか知りませんが、付屬しておる。畜系は畜系局にくつておるというふうなことで、いづれも畜系局長のものでこれが運営されておる格好で戦前はあつたわけでありまして、それが戦後さらに分派いたしました。非常に機能が弱化したといふ気がいたしましたので、これをそれぞれ所管局から離しまして、そうして農林省の行政系統の次官以下の系統と相並列いたしまして技術会議に持つてこよう、そうして、必ず技術の裏づけのあるものは予算化されていくべきものである、そこまですることが理想じゃないかというふうに考えまして、実は技術会議を作つたのでございします。この内容を極力充実していきたいという、まあ一年やつたところから私がやめたものでありますから、その後私の言うような気持で運営されてきたけれども、まあいって申せば、形式はあるが、内容がこれに伴つていないといふことを今日私は痛感いたしております。そういう意味で東畑議長とも懇談いたしまして、明年度予算には、十分に内容を整備することをひとつ技術会議のほうでお願いしたい。それをぜひ実行するようにいたしたい。技術の裏づけがなくて農業振興といふのは困難であるといふふうに考えて、せっかく今内容の充実、これを今申しましたように、その中でここにお願いいたしております設置法のように、ばらばらになつておりますものを一つにまとめるというふうなことで、それぞれの責任を明確にしてやうといふこと、よくにして、ここに改正案をお願いいたしておるわけでありまして、もしこういうことをすることによって、いやくも試験研究機関が弱化するとか、簡素化するとかいふようなことが目的で……全く私の考えはそれと逆な、どうすれば内容が充実するであろうか、どうすれば整備するであろうかといふことを私は目途としてこの改正のお願いをいたしておる。また、この改正案について、私はそういうふうにとりかかるといふことを御承知いたしたいと思つた。

○政府委員(増田盛君) 今後人事の問題に關しまして、技術会議がいかに取り扱うかという問題であります。現状は御存じのとおり、人事に關しましては、直接試験研究機関の問題に對して技術会議は所掌しておらないわけでありまして、しかし、現在の範囲内におきまして、必要がある場合におきましては、人事に關しましては、會議自身は合議をするという形でなしに、會員の意思によりまして会長に一任をしておる、会長がこれを専決しているという形になつておるわけでありまして、したがって、今後新しい体制になりました場合に、今後は、所要の人事に關しましては、会長が取り扱い、それから所要ならざる通常の人事に關しては、事務局長がこれを取り扱うといふことにならうかと思つております。いづれにいたしましても、付屬機関でございしますから、人事権の行使に關しましては、大臣の権限でございします。で、われわれはそれを、技術会議はそれを補佐するといふ格好になることは違ひがないわけでありまして、ただし、その場合におきまして、大臣の御委任によりまして、ある程度の人事に關しまして、技術会議の關係が取り扱いを一任されるという場合があることも当然でございまして、その点もつけ加えて申し上げます。

○農林省長 大臣がおられて、こまかくなつて恐縮なんです、あと大きな問題をもつた大臣に承りたい。その前に、今の御説明ですと、会長に人事がまかされるという場合がある。場合があるというより、そういう会長が人事をやる、それは合議制の會長じゃない。そうならば農林省農林水産技術会議の法律を變えなければできないじゃないかと思つたのですが、合議制になつておる。ですから、半数以上出席しなければ會議は成立しないし、法律を變えてもらわなければそういう人事は、行なえないと私は思つたのですが、今の御説明ではです。法律を變えなければいけない。そういう準備をしておられるか……。

○政府委員(増田盛君) ただいまの御説明でございしますが、当然に会長がそういう権限を持つというのじゃないわけでありまして、合議制たる技術會議の意思決定によりまして、会長が専決をするといふことでございします。したがって差しつかえないだらうと……。

○農林省長 じゃ、さつき取り違えたのかもしれないんですが、會議とは別に会長が持たれるように思ひまして、これは合議制でありますからして、当然合議によつてきまると思つたのです。ですから、今のお話ですと、その會議の決定によつて会長がやるということになる。そういうような人事を取り扱つておるところが各省機構の中であるでしょうか。今までは人事をやつておられないけれども、今度は人事をおやりになるのですか、こういう非常勤の四年の任期制の、そうして合議制の研究機関が、非常に上の人は別でしうけれども、終身公務員の人事を取り扱うという機関が、日本の行政組織の中であるのかどうか。

○政府委員(増田盛君) 私の説明が誤解を招いている点があると思つたので申し上げますが、最初私が冒頭に申し上げましたとおり、任命権は大臣にあるわけではございません。したがって、私も、ただいま申し上げておりますのは、實際の行為、いわゆる補佐行

為であります。大臣を補佐する行為に
関して申し上げたわけでございます。
したがって、その点は誤解のない
ようにお願いしたいのであります。し
たがいまして、実際補佐をする場合の
形といたしまして、重要な事項は公長
が処理をされ、そうして軽微な事項は
事務局長が処理したらいのじゃない
かというふうに考えております。

○委員長(大谷藤之助君) 鶴岡君に申
し上げます。今、衆議院のほうに連
絡、了解をとりまして、大臣はこのま
ま質問を受けてもらうということに
承を得ましたから、大臣に関する質問
をひとつお願いいたします。終わつたこ
ろで大臣に行つてもいいから。

○鶴岡哲夫君 そうしますと、さきの
私のとり方は誤解があつたわけで、公
長がやられるということは、つまり合
議制、合議の結果に基づいて公長がお
やりになる、こういうことなんです
ね。もちろん、これは大臣の人事権に
対する補佐機関として、そういうこと
です。公長に大臣が人事権を、ある
面を委任するということがないです
ね。合議制の公長に対して委任する
ということでしょう。

○政府委員(増田盛君) これは、委任
の問題は、人事権の問題でございます
が、今のところ、人事権を大臣から直
接技術会議に委任されるということは
考えておりません。補佐行為に
先ほど申し上げたとおりであります。

○鶴岡哲夫君 ちょっとくどくなりま
すけれども、合議の結果によって公長
がやられるということですね。補佐行
為をやられるということですね。そう
いうわけですか。

○政府委員(増田盛君) 合議体であり

ます合議の意思決定に基づいて、した
がつて、合議に基づいて公長が補佐行
為をしておられることとあります。
○鶴岡哲夫君 そこで伺いたいのです
が、そういうような機関がほかに日本
の行政組織の中ではありませんか。これは
はつきり国家行政組織法の第三条によ
る行政委員会とは別として、第八条に基
づく付属機関の中で、そういう非常勤
の四年任期の合議体が人事を補佐する
という、そういう機関が政府の機関の
中でありましょうか。

○政府委員(増田盛君) お尋ねのよう
な行政委員会の場合には、確かに相当
多数あるわけではございますが、この場
合におきましては、常勤者からなる行
政委員会もございまして、非常勤者の
みからなる行政委員会もあると承知い
たしております。ただ、付属機関の場
合におきましては、問題がないのじゃ
ないか、該当する事例がないように承
知いたしております。

○鶴岡哲夫君 この行政組織法第八条
でいう付属機関の中で、非常勤の四年
任期委員だけによって構成されておる
合議制の公議で人事を補佐するという
機関はほかにない。その意味ではどう
も行政委員会みたいな感じがするわけ
です。行政委員会と同じような感じ
が、その面では、それは一応おきまし
て次に伺いますが、この四年の任期の
非常勤の合議制の機関、これが今申し
た人事の面について、予算執行の面に
ついて、あるいは研究目標の設定、そ
れから民間公共団体等に対する補助金
の交付、こういうことをやられるわけ
ですね。それで、これは行政部門内
における権限だけじゃなくて、民間に
対する権限を持っておられるわけす
よ。こ

の合議体は補助金の交付、こういうこ
とをやられるわけですね。それで、こ
れは行政部門内における権限だけじゃ
なくて、民間に対する権限を持ってお
るわけですね。合議体は補助金の交付
という形によってですね。相当大きな
金になるのですが、これは一体付属機
関なのか。どうも私は、これはこうな
ると内部部局じゃないか、局と同じよ
うなものじゃないかというふうに思
うのです。河野農林大臣がおっしゃ
る構想は十分理解をするわけですが、そ
の構想を行政組織として見た場合にお
きまして種々な問題がある。こういう
やり方については種々問題があるとい
うふうに考えておられるわけですね。そ
ういふところを、今こういふよう
な形になりますと、これは付属機関
ではなくて、行政部局じゃないかとい
うように私は感ずるわけです。なお、
この問題につきましては、農林水産技術
会議が今のごとき案を作りましたとき
に、その案を見ますと、その案の中に
は、この技術会議は行政部局と同じよ
うな名前になっておるわけですね。すなわち
行政部局(農林水産技術会議)という
書き出しになっておるわけですね。で
すから、農林省としてもこれは行政部局
と同じような考え方でおられるんじや
ないかというふうに思ふのですけれど
も、これは行政部局と同じものじゃな
いのですか。その点を承りたい。

○政府委員(増田盛君) 合議の事実的
な性格に關しましては、これはやはり
現在の法律によります国家行政組織法
によりまして、私は付属機関であつて
いいと思ふのです。任務は御承知のと
おり、行政部局と試験研究機関との橋
渡しをするということになっておるわ

けでありまして、したがって、これを
設置される場合におきまして、やは
り内部行政部局と同じような性質の
ものというよりは、むしろ行政府があ
る程度の中立性といえますか、ある程
度の距離をもって、そして、試験研究
機関の立場にも立ち、行政部局の立場
にも立つて、その双方を調整しながら
仕事を進めるといふのに、最もふさわ
しい機構といたしましては、現在付属
機関でいいんじゃないかと、かように
思います。しかし、実際の問題とい
ましては、試験研究機関にも密接な
関連もあるわけでありまして、それ
から内部部局にはもちろん非常に密接
な関係があるわけでございます。した
がつて、私は、いづれのおのそのの
密接な関連におきまして、やはり行動
しているわけでありまして、その面
におきまして行政部局に入れる場合もあ
るわけでありまして、試験研究機関の調
整機関として試験研究機関に入れる面
もありまして、實際上、こういう点はや
むを得ないのじゃないかというふう
に考えるわけでありまして。

○鶴岡哲夫君 意見はわかりま
すけれども、お気持ちもわかりますが、試験
研究機関の内部の調整連絡というだけ
ではなくて、内部の問題だけじゃなく
で、国民に対する権限を持っておるわ
けです。技術会議が、ですから、それ
なら予算の執行面もある、人事もあ
る、それから国民に対しておられる権
限も行使するといふものであれば、こ
れは行政部局じゃありませんかとい
うことを聞いておられるわけですね。行政部局
と同じようなものじゃないか。ですか
は行政部局じゃない、付属機関なん

だ、それが望ましいというのじゃなく
で、その気持はわかりますけれども、
望ましいというのじゃなくて、これは
付属機関なんだ、行政機関じゃないの
だという御答弁を承りたいわけですね。
なお、これは先ほどのように、日本の
行政組織の中になつた一つある、こ
ういふ組織は非常に変わつておると思
うのですから、関心も引いておるし、
興味もあるのですが、お気持はわか
りますけれども、どうも行政組織から見
まして、国家行政組織の中のいいとこ
ろばかりとて、付属機関のいいとこ
ろをとって、行政委員会のいいとこ
ろをとって、行政部局のいい面をと
って、何か作られたような、言うならば、少
し勝手気ままな、これは河野さんのお
話ですが、そういうことでできたのか
もしませんが、それは冗談ですけれ
ども、そういう気がするわけですね。
ですから、これは行政部局じゃないの
だ、八条でいう付属機関なんだとい
ふような御答弁を期待するわけですね。
なお、これは農林省だけでは答弁めん
ど、これは農林省だけではなく、行政
管理庁も一べん来てもらつて、その
点は論議したいと思つておられます
けれども、一応農林省当局側の御答
弁をひとつお願いしたいと思います。

○国務大臣(河野一郎君) 御指摘の
点はよく私も承つておりました。わか
りますが、なおよく十分検討いたしま
して、その点に対する明確な答弁を次
の機会に申し上げたいと思つていま
す。どうぞよろしく願ひいたします。

○鶴岡哲夫君 それでは私は、今も少
し技術会議の今後の内部運営の問題に
つきまして伺つて、行政部局と同じよ
うな取り扱いを實質やつておられると

いう点を指摘したいと思つていたのでありますが、一応ここでおきまして、私としては、この技術会議は、どうも行政部局的な存在になつてゐるのじゃないかというふうに思ふわけです。ですが、局を設置するということは、行政部局というよりも、むしろ外局ですね、外局に該当しているのじゃないかというふうに思ふのですが、しかし、外局を作るということは今ほとんど不可能であります。その意味で、河野農林大臣の御構想を承つた農林事務当局としては、こういうような機関になすたのじゃないだろうかというふうに推定をしてゐるわけです。ですが、逐次改正みないになりますと、もはや、さからうことのできない行政部局になつてきてゐるのじゃないかという感じがするわけです。したがつて、その点についての論議は次の機会に譲りまして、もう一つ河野農林大臣にお聞き取り願いたい点があるのですが、それは通産省の工業技術院、これは通産省にあります試験研究機関を、今の農林省の試験研究機関と同じように総合化し、あるいは集中した院であります。それで、これは法律によつて設けられてゐるわけです。ところが、この工業技術院は試験研究だけではなくて、民間に対する、国民に対する権限もあるわけなんです。これはまたさらに、この技術の普及関係もやつてゐる。そういう意味では今の農林省の技術会議よりももっと広がつております。その意味で工業技術院は行政組織上種々問題になつてゐる。で、通産省としましては、工業技術院を外局にしてみたいという要求もしておられるようであ

りますが、なかなか外局を作ることは困難であります。その意味で、今までのところは、これはこのままになつておるのですが、当然私もから見まして、どうも工業技術院というものは行政組織上非常に問題があるのじゃないかというふうな思ふわけなんです。ここで今、試験研究機関を強化して、充実して、こうしようというふうな風潮になつておることは御存じのとおりであります。そして農林省としては、この技術会議という形でまあ総合化されようとしておられるわけですが、これでもう一種々問題がある。工業技術院ですでに問題が出てゐるというのであります。一体日本の試験研究機関の今後進行していく機構を充実し、あるいは総合化し集中化していく、こういう機関というものはどういう機関であつたほうがいいのかという点について、国務大臣としての河野さんに検討していただきたいものだといううな感じを持つておるわけです。局にはならぬものだから、外局にはできないものだから、どうも技術会議あるいは工業技術院といううなものを作つてしまふ。これで試験研究機関が非常に迷つてゐるんじゃないか。しかも、今度の農林省の技術会議でそういうものができるといふのであれば、厚生省もやりたいといふ、建設省、運輸省もひとつながめておるといふうな実情であります。これはよつぽど慎重にお取り計らいを願わなければならぬし、あるいは政府全体として研究機関の機構というものをどういうふうにして集中化し、強力化していくかという点についての検討が要るんじゃないかと思ふのですが、遺憾ながらそういう

ものがないように思つております。この方向で行かれますと、いよいよ混乱を来たすような形になるように思ふのです。国務大臣として……

○国務大臣(河野一郎君) 私、御期待に沿う国務大臣としての発言は差し控へさせていただきますと思ふのでございませう。それほど各方面について研究もしてございませう。ただ、長年の経験から、農林省につきましては、御承知のとおり農林省という役所が生産奨励の機関でございませう。これは通産省とも違ふ。他の役所とは非常に違ふ面がある。したがつて、農林行政そのものに技術研究の裏づけが非常に必要であるといふことは痛感してございませう。したがつて私は、この技術会議は外局程度で片づけようと思つてゐないのではありません。さらにさらに権威のあるものにしていきたいという念願を持つております。しかも、それが畜産といひ、蚕糸といひ、もしくはその他の果樹園芸といひ、水稲、陸稲もしくは麦といひ、それぞれその間に研究の過程においては全く違つた分野がある。その間にまた融合したものを求めていきたい、しかもまたこれを受け入れる農家自体におきましては、そこに総合的な経営も考へていきたいといふうな角度から考へますと、どうしてもこれを一本のものにして、そして総合的に研究してもらふといふことが必要じゃないか、完全に分派分立いたしてございませう。あるところでは総合していかなければならぬものもあるんじゃないだろうかといふうな気持ちがいたしてゐるのであります。したがつて私は、農林省に関する限り、今の私の申し上げますように、この技術会

議を十分に、まあこれは会議体がいいというのは、今言いますように、いろいろなこれまでの関係におきまして、もしくは現状におきまして、大学で勉強されたときから全然違つた方向で勉強されておられます技術者を、これを一つのところにつかめていくといふところになかなか困難性もございませうし、さればといつて、これを分派分立しておくといふことは必ずしも適切ではない。日本農業の実態から考へて、私は考へなければならぬと思ふのであります。そういう意味において、どうしても会議体といううなものでこれを指導するものを置くといふことが適切ではなからうかといふうな意味合いから、これに技術会議といふものを作つたのでございませう。したがつて、これが日本の行政機構の上においてどういふ形式をとるべきかといふことについては、その必要性によつて行政機構を新しく考へてもらふといふことがわれわれとしては望ましいこととありまして、行政機構に合致するようにその実態を中におさめるといふことは実は私は困るのであります。この実態をますます伸ばしていくことに適応するうな行政機構をここに生み出していくことのほうが望ましいと私は考へております。したがつて、他の省におけるそれぞれのものがこれとどういふうな関係になつて参るかとこのことにつきましては、私は別に現在考へておりません。それは別にひとつ考へるべき問題だろうと、こう思つております。

○農林省長 確かにおっしゃるとおりであります。技術会議といふうな形で河野さんのお考へのような構想を進められる。が、しかしそれは現在あります国家行政組織法の問題との関連で種々問題があるといふ、あるいは疑問点がある。しかし、それはやはり法律そのものを実態に合致するようにお変へになるというお気持ちもございませう。そうしますと、国家行政組織法といふものを若干変へなければならぬといふ点もあるかと思ひます。これは相當大きな問題です。しかし、全体としてこの技術会議あるいは工業技術院といふうな形かといふか、どういふ形にしても試験研究機関といふものを強化していかなければならぬ、あるいは分化と同時に集中していかなければならぬといふ構想を貫いていくといふことであります。国家行政組織法とのやが、それらについては別途、先ほど大臣の御答弁のように次回に御答弁いたさう、明確な御答弁をいたさうといふことであります。一応これでおきまして、続いて実は河野さんのお考へになつておられるうな技術会議を別建てとした五つの農業試験場といふのは御期待のようになつてゐないと思つております。非常に混乱した組織になつておるうな思ひますが、それはあとで何うことにしまして、もう少し技術会議について伺ひますが、この技術会議は委員は非常勤であります。常勤的委員を設けて会長を補佐させる副会長といふうな任務を設けるといふのであります。常勤的委員といふと、これは非常勤に対する言葉だと思ふのですが、そういうお考へがあるのかどうか。この常勤——非常勤に対する意味での常勤的委員といふことになりますれば、法律でありますところ

統一して出席してお答えいたしますから。

○委員長（大谷藤之助君） 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長（大谷藤之助君） 速記を始めて。

他に御発言なければ、本案に対する質疑は本日はこの程度にとどめます。次回は十七日午前十時から開会いたします。

速記をやめて。

〔速記中止〕

○委員長（大谷藤之助君） 速記を起こして。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十二分散会